

災害時における避難所生活の環境改善を求める意見書

昨今の自然災害が激甚化・頻発化する中、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震への危機意識が高まっている。このような状況の下、災害が発生するたびに、多くの被災者が長期間、避難所で厳しい生活を余儀なくされている。避難所は、災害により生活拠点を失った被災者のよりどころであるが、水や食料、トイレ等の設備が不十分なケースや、冷暖房の使用が限定的なケース、狭い空間での生活を強いられることもあるなど、生活の質には課題が多い状況である。加えて、災害発生による精神的なショックやストレス、避難生活下での持病の悪化、感染症の蔓延、エコノミークラス症候群の発生などで死に至る災害関連死が多数発生している。

能登半島地震における災害関連死は 364 人（令和 7 年 5 月 13 日現在）で、家屋倒壊などによる直接死の 228 人を上回っており、災害関連死を防ぐための避難所の環境改善は喫緊の課題である。

内閣府は、昨年 12 月、被災者の権利保護と被災者支援の最低基準を定めた国際基準である“スフィア基準”等を踏まえた「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（以下「指針等」という）を改定した。

指針等に“スフィア基準”を踏まえた具体的な数値が盛り込まれたことにより、自治体にはさらなる避難所の開設や、物資の備蓄等が求められるが、自治体によっては人員や予算に制約があることから、避難所運営に地域格差が生じる懸念がある。

よって、国においては、災害時における避難所の環境改善を図るため、各自治体が新たな指針を満たす避難所を開設できるかどうかを総点検し、必要な支援を行えるよう、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 指針等に沿った避難所の開設や、トイレ、キッチン、ベッド等の避難所用物資等の備

蓄及び整備を行う自治体に対して財政支援を行うこと。

- 2 過去の大規模災害におけるトイレ事情を十分に踏まえ、衛生面に配慮したトイレやマンホールトイレ等の整備及び普及に対して、継続的に支援すること。また、避難所となる学校等のバリアフリー化やトイレの洋式化を進めるための整備に対しても支援すること。
- 3 一般避難所への避難が困難な方のための福祉避難所の充実に向けた資機材や福祉人材の確保など、早期開設及び機能強化を推進する自治体の取組を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月9日

袋井市議会議長 佐野武次

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

内閣官房長官 様